

【農産物の棚卸高】
専ら家事消費に充てるための作物、野菜類、ぶどう・桃など収穫時から販売消費されるまでの期間が比較的短い果実については、棚卸を省略できます。

★農業による収入とそれを得るために要した必要経費に関する書類については5年間（帳簿は7年間）の保存が義務付けられていますので、申告後も大切に保管してください。

【個人番号】
専従者がいる場合は、マイナンバー（個人番号）を記載してください。

【専従者控除額①～③】
専従者1人につき次の①②のうち少ない方の金額
①配偶者:86万円 その他の親族:50万円
②専従者控除前の農業所得⑭÷
（事業専従者の数+1）

●主な耐用年数表(平成19年4月1日以降取得したもの)

構造・用途等	耐用年数	定額法償却率	
農業用倉庫			
作業場	金属造(3mm超～4mm)	24 0.042	
ビニールハウス	金属造(3mm以下)	17 0.059	
	木造・合成樹脂造	15 0.067	
	金属造(基礎工事あり)	14 0.072	
	木造(基礎工事あり)	5 0.200	
	その他(基礎工事あり)	8 0.125	
	金属造(基礎工事なし)	10 0.100	
その他(基礎工事なし)	5 0.200		
車両			
軽トラック	4 0.250		
農業用設備	トラクター、コンバイン	7 0.143	
	耕うん機、ロータリー		
	代掻き機、あせぬり機		
	田植機、散布機、噴霧機、脱穀機、もみすり機		

農業所得収支内訳書 (令和2年1月1日～12月31日)

科目	No.	金額(円)	科目	No.	金額(円)
収入金額			必要経費		
販売金額①	6,005,000	修繕費⑩	105,000		
家事消費額②	250,000	動力光熱費⑪	233,000		
雑収入③	50,000	作業用衣料費⑫	25,000		
小計(①～③)④	6,305,000	農業共済掛金⑬	17,500		
農産物の期首棚卸高⑤	150,000	荷造運賃手数料⑭	62,300		
農産物の期末棚卸高⑥	150,000	土地改良費⑮	18,000		
収入合計⑦(④+⑤-⑥)	6,305,000	酒類・雑費⑯	362,000		
雇人費⑧	300,000	専従者控除前の所得金額(⑦-⑱)	3,730,775		
小作料・賃借料⑨	200,000	専従者控除⑲	1,643,557		
減価償却費⑩	1,318,875	所得金額⑳	930,668		
貸倒金⑪					
利子割引料⑫	125,600				
租税公課⑬	75,000				
種苗費⑭	56,500				
畜産費⑮					
肥料費⑯	35,000				
飼料費⑰					
農具費⑱	185,000				
農薬・衛生費⑲	156,000				
諸材料費⑳	456,000				

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
フリガナ サバノウ イクオ	夫	S40.2.1	12ヶ月	643,557円
フリガナ サバノウ ミホ	子	H5.3.10	12ヶ月	500,000円
フリガナ サバノウ キョウコ	子	H7.5.23	12ヶ月	500,000円

No.	科目	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
①	販売金額	水稲	日付金額	0 / X	0 / X								6,005,000
②	家事消費額		日付金額	4,000,000	2,005,000								
③	雑収入		日付金額										
④	合計(①～③)												6,505,000

①～④のそれぞれを(一番右の欄)を収支内訳書の該当欄に記載してください。

③【その他】
農業用資産の譲渡(売却)収入は、譲渡所得で申告してください。ただし、取得価格が10万円未満の資産は農業所得(雑収入)で計上してください。

③【農作業の受託収入等】
●営農組合配分金、農事組合法人から支払いを受ける従事分量配当(事業従事高による配当)もこの欄に記載してください。
※農協などから受ける出資配当金は配当所得で申告してください。
●小作料は雑収入で計上し、賃借権や利用権を設定した場合(農業委員会での手続きあり)の賃借料は不動産所得で計上してください。

③【受取共済金等】
農作物などの共済金、中山間地域等交付金、農業関係の交付金・補償金・補助金などを計上してください。
※農舎等にかかる建更の満期共済金については、一時所得で申告してください。
⑧家族に支払った給与等は対象外です。
◆事業専従者に関する事項⑭欄に記載をし、⑮に計上してください。

【農業用設備】
トラクター、コンバイン、田植機など小型特殊自動車にあたるもの(最高速度が35km未満で乗用装置があるもの)を取得した際には、必ず税務課にて登録の手続きをしてください。

◎一括償却資産
取得価格が10万円以上20万円未満の資産については、価格の3分の1の金額を、3年間必要経費として計上することができます。
◎中古資産を取得した場合の耐用年数
取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。
見積が困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で耐用年数を算出します。
①法定耐用年数の全部を経過した資産
法定耐用年数×0.2
②法定耐用年数の一部を経過した資産
法定耐用年数－(経過年数×0.8)
※ただし、計算した結果、2年未満となる場合は2年とし、1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

⑧～⑬、⑰～⑳のそれぞれの合計(一番右の欄)を収支内訳書の該当欄に記載してください。

⑫元金の返済額は計上しないでください。

⑦農地などの固定資産税は、固定資産税課税明細書に記載されている固定資産税と都市計画税の参考税額の合計を計上してください。
※農業用資産以外の固定資産税・自動車税、国民健康保険税、市・県民税は計上しないでください。

⑭⑯
●軽トラなどの車検代やガソリン代、自動車税を記載するときは、農業に使用する割合を掛けた金額で計上してください。
●生計を一にする親族が所有している資産を無償で事業の用に供している場合は、その資産にかかる経費を必要経費として計上できます。

No.	科目	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
⑧	雇人費	常雇・臨時雇人の労賃および旅費	日付金額	0 / X									300,000
⑨	小作料・賃借料	農地・建物等の賃借料 農協の共同施設利用料	日付金額	0 / X									200,000
⑩	減価償却費	農舎、農業用車両、農具などの償却費	日付金額										1,318,875
⑪	貸倒金	販売代金が回収不能となった損失金	日付金額										
⑫	利子割引料	農業用資金借入金分の支払利息	日付金額	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	125,600
⑬	租税公課	農地などの固定資産税、軽自動車税、農家組合費	日付金額	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	75,000
⑭	種苗費	種子、苗、種芋代	日付金額	0 / X									56,500
⑮	畜産費	子牛、子豚、ひな等の代金、種付け料	日付金額										
⑯	肥料費	骨粉、油粕、鶏糞、石灰などの肥料購入代	日付金額	0 / X	0 / X								35,000
⑰	飼料費	畜産牛などに与える飼料購入代	日付金額										
⑱	農具費	使用可能期間が1年未満か10万円未満の農具代	日付金額	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	185,000
⑲	農薬・衛生費	農薬、除草剤、消毒剤、共同防除代	日付金額	0 / X	0 / X								156,000
⑳	諸材料費	ビニールシート、なわ、杭等の資材代	日付金額	0 / X	0 / X	0 / X							456,000
㉑	修繕費	農舎やハウス等の修理、軽トラックの車検代	日付金額	0 / X									105,000
㉒	動力光熱費	農業用の電気・水道・ガス・灯油やガソリン代	日付金額	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	233,000
㉓	作業用衣料費	農業用の衣服、長靴、軍手、合羽代など	日付金額	0 / X	0 / X								25,000
㉔	農業共済掛金	水稲などに係る共済掛金、負担金	日付金額	0 / X									17,500
㉕	荷造運賃手数料	出荷の梱包費用、運賃、出荷機関に払う手数料	日付金額	0 / X									62,300
㉖	土地改良費	土地改良事業負担金 客土費用	日付金額	0 / X	0 / X								18,000
㉗	消耗品・雑費	他に分類できない経費	日付金額	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	0 / X	362,000
㉘	合計(⑧～⑱、㉒～㉕)		金額										3,730,775

表面の◆減価償却費の計算◆欄の減価償却の合計額をそのまま記載してください。

動力光熱費や作業用衣料費、共済掛金、雑費など生活費にかかる部分は必要経費になりませんので、計上しないでください。

⑰土地改良事業にかかる負担金(受益者負担金)については、毎年の維持管理費に相当する金額のみ計上してください。
※永久資産の取得費(施設の敷地等の取得費および農用地の整地・造成に要した部分の金額)は算入できません。ただし、各年の賦課金が10アールあたり1万円未満の場合は、賦課金の全額を必要経費として算入できます。

⑱農舎等にかかる建物更生共済の掛金を計上する場合、積立保険料の部分は除いてください。

㉒建物、施設、農具などの修繕、改良のために支出した金額のうち、①資産の価値を高めたり、使用期間を延長させることとなる部分(資本的支出)の金額は減価償却費、②通常の維持管理のため、または災害等の被害を受けた資産の現状を回復するためにかけた金額は修繕費となります。
※資本的支出か修繕費か明らかでない金額がある場合で、その金額が60万円未満の時またはその資産の前年末の取得価格のおおむね10%相当以下であるときは修繕費として必要経費に計上できます。
※①に該当する場合、資産を新たに取得したものととして、資本的支出を行った資産と同じ耐用年数で減価償却を行います。